

不法投棄監視サポーター通信 (VOL.8)

平成29年12月8日発行

いわき市
生活環境部
廃棄物対策課



本市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、
・警察OBによる産業廃棄物適正処理監視指導員の設置
・市内63名の不法投棄監視員の設置
等により、日頃から監視体制の強化に取り組んでいます。

その一環として、市民の皆様ボランティアで不法投棄監視活動等
を行っていただく「不法投棄監視サポーター制度」により監視の目を
より一層強化し、不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

本通信は、不法投棄監視サポーターに御登録いただいた皆様及び
市民の皆様、本市の不法投棄の現状や、様々な取り組みなどを
情報発信するものです。



不法投棄監視サポーター登録者数 : 1,215名 (平成29年10月末現在)

地区別サポーター数

地区	登録者数(人)
平	564
小名浜	93
勿来	114
常磐	92
内郷	20
四倉	75
遠野	90
小川	18
好間	22
三和	26
田人	90
川前	2
久之浜	6
市外	3
合計	1,215

◆地域の不法投棄対策を支援します。

1 事業概要

いわき市では、市民の皆様とともに不法投棄問題の解決に向けた取り組みを進め、市内における不法投棄を未然に防止することを目的として、不法投棄防止のための活動を行う市内の団体等に対し、当該活動に必要な資材等の交付を行う「不法投棄防止地域活動支援事業」を実施しています。

2 交付する資材等

ロープ、ロープ杭、立入禁止テープ、不法投棄防止啓発看板、センサーライトなど、活動に必要な資材を交付します。

3 申し込み方法

所定の交付申込書に必要な事項を記入し、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係(市民課保健衛生係又は市民福祉係等)へご提出ください。

交付申込書は、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係の窓口で配付しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

4 交付の決定

交付申込書に基づき、廃棄物対策課の職員が活動現場(不法投棄現場など)を確認した上で、資材の交付を決定し、その結果を申込者にお知らせします。

5 その他

資材の受け渡し方法など、事業の詳細については、廃棄物対策課までお問い合わせください。

なお、当事業は、不法投棄防止の活動を行う**団体を対象**としておりますので、**個人での申請はできません。**

年代別登録者数

年代	登録者数(人)
～19歳	100
20歳～29歳	62
30歳～39歳	66
40歳～49歳	166
50歳～59歳	202
60歳～69歳	327
70歳～79歳	252
80歳～89歳	39
90歳～	1
合計	1,215

▼実際の使用例(ロープ、ロープ杭、看板)



不法投棄防止地域活動支援事業

検索

【問い合わせ先 いわき市生活環境部 廃棄物対策課 TEL22-7439 FAX22-7605】

(裏面もご覧ください。)

◆各種取り組みをご紹介します。

不法投棄撲滅強調月間(10月)に合わせて撤去活動を実施しました。

10月の「不法投棄撲滅強調月間」に合わせて、不法投棄をさせない環境づくりを進めることを目的として、平成29年10月26日(木)に、四倉町駒込字川ノ入地内県道小野四倉線待避所のごみ拾いを、不法投棄監視サポーターに登録した、東北電力株式会社いわき営業所、いわき技術センター、いわき発電技術センターの社員、及び市職員ら約40名で実施しました。

長年に渡る不法投棄物の蓄積と急な斜面での作業は困難を極めました。ごみと格闘すること約2時間。その結果、可燃ごみ410kg、不燃ごみ430kg、大型ごみ50kg、その他処理困難物などを現場から撤去することができ、以前とは見違えるほど綺麗になりました。

撤去活動の様子



◆土地所有者・管理者の皆様へ

不法投棄は、人家が少ない山林や河川敷など、人目につきにくい場所で行われています。このような場所には、周囲に柵やフェンス等を設置し、遊休農地等は草刈りを定期的に行い、不法投棄を防止しましょう。

不法投棄された廃棄物の処理については、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者・管理者へお願いすることになりますので、土地の管理には十分注意してください。

◆サポーターの皆様へ

【登録期間満了に伴う再登録のお願い】

「いわき市不法投棄監視サポーター制度」は、平成25年6月の制度開始から4年が経過し、サポーター登録期間である3年を満了する方々が出てきています。該当される皆様には市から文書でお知らせいたしますので、不法投棄撲滅に向けた監視の目の強化のため、ぜひ再登録をお願いします。

引き続き不法投棄監視サポーター募集中です。